

公正な取引関係の構築に関する取り組み

フード連合 産業政策局
UA ゼンセン 総合サービス部門

1. 導入

食品関連産業で働く私たちは国民の命、豊かで健康な生活に繋がる「食」を支えていると自負しています。そのなかで、フードバリューチェーンのなかで生産者から消費者に届くまでの各段階において、それぞれが生み出した価値が公正、適正に評価される社会を目指しています。一方で、食品は生活必需品であるがために、特に価格に消費者の意向が反映されやすく、そのために生じたゆがみが私たち、食品製造業にしわ寄せされていると考えています。その結果、食品関連産業の賃金は相対的に低位にあるのも事実です。

しわ寄せの具体例として、食品製造業と流通、小売業との取引において、優越的地位の濫用行為を含む不公正な取引が発生していることが現実です。「食」に関わる労働組合の集まりであるフード連合と UA ゼンセンは実際の営業現場で働く組合員を対象に「取引慣行に関する実態調査」を実施し、問題となり得る事例の発生状況を確認しており、その結果を関連する省庁、業界団体、政党等に伝え、取引の健全化、関連する政策立案を促す活動をしています。

食品の取引の健全化は、我々の組合員を守るために必要であり、そして結果として国民の豊かで健康な食生活を守ることとなると考えます。

2. 調査結果の要約 ※「取引慣行に関する実態調査」参照

◇調査内容

「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」および独占禁止法や下請法と照らし合わせて、14 の問題となり得る事例の発生状況を確認する調査を実施した。

◇調査期間

2024 年 9～10 月

◇回答件数

▽回答総数：4,615 件（昨年最終：4,931 件）

▽14 の「問題となり得る取引事例」の発生総数：1,960 件

◇特徴点

- ・優越的地位の濫用行為や食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドラインにおいて問題となり得る取引事例は 1,960 件発生している。
- ・14 の「問題となり得る取引事例」のうち、「協賛金（リベート）の負担」が 242 件、「店舗到着後の破損処理」が 232 件、「原材料価格等の上昇時の取引価格改定」が 219 件と件数が多かった。
- ・「協賛金（リベート）の負担」では、負担額及びその算出根拠、用途、提供の条件等について明確になっていない、取引先の「経済上の利益」や、食品メーカーの直接の利益とならないと考

えられる支払い要求が多数発生している。

- ・「店舗到着後の破損処理」では、明らかに食品メーカー側に責任がないと分かっているにもかかわらず食品メーカーが負担するケースや、取引先の損失補填が疑われるケースも発生している。
- ・「原材料価格等の上昇時の取引価格改定」では、取引先の「一方的な理由」で、納品価格への転嫁は受け入れられたものの必要な価格まで改定することができなかった、納品価格を据え置かれたといった事例が発生している。加えて、価格改定は受け入れられたものの販促費等の著しく不当な条件を付けられた、交渉の場につくことさえ拒否された、取引を停止・商品をカットされたといった事例も発生している。
- ・労務費の価格転嫁については、回答者の半数以上がそもそも労務費の転嫁に関する価格交渉を行っていない。労務費の転嫁に関する価格交渉を行うなかでは、指針で推奨されている公表資料を用いた交渉を行うも、難航している実態がある。
- ・14の「問題となり得る取引事例」のうち、一つ以上「問題あり」の回答のうち、31.1%は取引の状況は改善していると答えている。一方で、64.8%は変化を感じておらず、4.1%は悪化していると感じている。

3. 調査結果を用いた中央省庁要請概要（2/3 実施）

対象省庁	主な要請内容	回答主旨
公正取引委員会	1. 「取引慣行に関する実態調査」をふまえた、当該の小売業者等に対する改善指導 2. 公正な取引慣行の基での、適切な価格転嫁策の実施 3. 告発者の保護の徹底 4. 関連法制、ガイドライン等について、食品製造業者・小売業者・卸売業者の現場への周知徹底および指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年も法や施策パッケージに則り、問題行為が認められた企業に対して警告や注意、指導等を行った。 ・「労務費の指針」を策定した後に行った価格転嫁に関する調査では、指針の認知と労務費の転嫁状況に相関が見られており、引き続き周知と運用徹底に努める。 ・公取委としても、不当な返品や受領拒否等、フードサプライチェーンの商慣行に課題認識があり、実態調査の中間報告と共に、追加の情報提供を求めている。こういった窓口にもぜひ情報を寄せていただきたい。
中小企業庁	1. 「取引慣行に関する実態調査」をふまえた、当該の小売業者等に対する改善指導 2. 公正な取引慣行の基での、適切な価格転嫁策の実施 3. 告発者の保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業で賃上げを実施し、格差是正を進めることが重要課題であり、その賃上げ原資確保の後押しを政策で進めることが必要と認識している。 ・生産性向上を進めるためにも価格転嫁

	<p>4. 関連法制、ガイドライン等について、食品製造業者・小売業者・卸売業者の現場への周知徹底および指導強化</p>	<p>は不可欠であり、様々なコスト上昇の局面において一方的に価格転嫁を拒むことがあってはならない。下請法の改正を通じて厳しく取り締まっていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先日の石破総理と中小企業の経営者との車座において、中小企業の実情を踏まえて総理から「中小企業が価格転嫁できる仕組みづくりや、価格転嫁を阻害する商慣習の一扫に向けて取り組む」と強調されている。
<p>農林水産省</p>	<p>1. 公正な取引慣行の実現を前提とした合理的な価格の形成に関する法制化、運用 2. 「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」の改善および、食品製造業者、小売業者の現場への周知徹底および指導強化 3. 消費者をはじめとする関係者に必要な情報提供を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品の合理的な価格形成に関する法制化を進めるうえで、飲食料品の特性に起因する取引上の問題は十分に検討しなくてはならないと認識している。 ・この新法では、価格転嫁や商慣習の見直しにおいて取組が不十分と認められた場合に農林水産大臣の権限で、勧告・公表に至る場合も想定している。 ・国民に食料を安定して供給することは国の責務であり、農水省としても主体的に公正取引の実現に向けて取り組みを進める。
<p>消費者庁</p>	<p>1. 食の関係者の協議会等の設置 2. 消費者教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が目先の安さや便利さだけではなく、後世のためにも持続可能な社会を引き継いでいくことが重要であり、そのための意識を育成することが消費者教育の目的である。 ・消費者庁の意識調査では若年層では比較的エシカル消費に取り組んでいるといった結果が表れている。様々な媒体で普及啓発に取り組んでいく。

4. 各省庁の注目政策

◇内閣府・公正取引委員会：労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

2024 年末に公正取引委員会が公表したフォローアップ調査の結果では、労務費に係る価格協議を行った発注者は 68.0%と報告されている。フード連合とU A ゼンセンの調査では、受注者側の営業担当者の 55.4%は「人件費（労務費）上昇を理由とした価格改定の取引を行っていない」と回答している。今後の価格改定で発注者・受注者双方が指針に沿った労務費転嫁の交渉が定着するか、労務費転嫁が受け入れられる風土が醸成されているかが注目される。

◇中小企業庁：下請代金支払遅延等防止法（下請法）の改正

石破総理が指示をした「中小企業が価格転嫁できる仕組みづくりや、価格転嫁を阻害する商慣習の一扫」について実行力を伴う方策が下請法の改正内容や審議のなかで示されるか。また、改正された下請法でもなお、対象とならない取引関係においても価格転嫁を阻害する商慣習の一扫が進むかが注目される。

◇農林水産省：食料・農業・農村基本法の基本計画・合理的な価格形成

フードチェーンの各段階の持続性を確保するために、各段階のコストを把握し、消費者を含むフードチェーン全体で合理的な価格の形成に関する法制化の議論が予定されている。協賛金の支払い、不当な破損処理や返品、不当な労務提供など不公正な取引によるコストを徹底して是正したうえで、合理的な価格での取引を実現するべきと考える。

◇消費者庁：適正な価格転嫁への理解醸成

第 5 期消費者基本計画において、「コスト等が適切に価格転嫁できる環境の醸成」の項が設けられ、付加価値やコストを適切に価格に転嫁できる環境が必要であることについて、いかに社会全体の共通理解として醸成するかが課題であると謳われています。消費者庁では物価上昇の仕組みや適正な価格転嫁の必要性を You Tube 動画等で発信しているが再生回数が決して高いとはいえない（約 300～3,000 程度）。消費者に広く適切な情報が届いているかが注目される。

5. 今後の予定

◇連合との意見交換（2月27日）

「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現」を重点政策に掲げる連合に対して、食品関連産業の取引実態を伝えることで、連合の政策実現の取り組みのなかで食品関連産業への対応を重み付けすることを狙う。

◇業界団体への要請（3月予定）

スーパーマーケット、ドラッグストアを含む小売業界では、業界内への適正取引の浸透等を目的とした自主行動計画の策定を平成 30 年 3 月以降進めている。加えて、令和 4 年 4 月には農林水産大臣より労務費、原材料費およびエネルギーコストの上昇分が取引価格に適正に反映されるよう小売業の業界団体に対しても要請が出されている。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の発注者側への周知・徹底の対応状況など、取引実態を伝えたくて今後

の対応を協議するために、主要なスーパーマーケット、ドラッグストアの業界団体への要請を行う。

◇省庁地方支所要請（4月以降随時）

実態調査には地方に拠点をもつ取引先も上がっていることから、公正取引委員会・経済産業局の地方支所に対する要請も行い、地域毎の取引先への具体的な対応に繋げる。

◇加盟組織への伝達（随時）

残念ながら問題となり得る取引事例はフード連合、UA ゼンセンの加盟労組の企業においても発生している現状を踏まえ、両組織内で調査結果に基づく具体的な発生状況を伝え、該当労使での協議に繋げる。

6. 意見交換のポイント

食品製造業と小売業の価格転嫁も含めた公正な取引関係の構築については、我々の取引慣行に関する実態調査を踏まえた省庁要請によってこれまで同様に一定の前進が期待できます。また政府の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」や農水省の策定した「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン」によって原材料を中心としたコスト上昇分の取引価格への転嫁状況は好転している状況です。一方で、食品製造業と小売業の間での価格転嫁をめぐる実際の現場では不公正な取引が依然として発生していることも事実であり、仮に価格転嫁が受け入れられたとしても他の費用で相殺されるなどの事例もあり、多面的な確認と対策が必要となります。今次春闘以降も継続して賃金を上げていくためには、2023 年末に策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいて食品の取引においても労務費を積極的に転嫁することを推し進め、公正な取引のなかで適切に転嫁できる環境を整えることが急務となります。

食品関連産業で働く私たちの賃金引上げの環境を整えること、そして働きがい・やりがいのある仕事を守ることは、国民の豊かで健康な食生活を守ることに繋がると認識しています。食の価値が適正な価格で評価された状態でも、消費者が安心して購入できる社会とするために、政治の側からの働きかけもお願いいたします。

以上